

平成 2 9 年第 7 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 (開会)

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第7 議案第3号 平成29年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件まで、3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 最初に第7回 村議会定例会提出予算案の方をお願いします。予算議案をお願いします。1ページをお願いします。

議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算についてでございます。

平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,915万円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。補正予算の主なものをご説明いたします。最初に歳入でございます。

13款国庫支出金 2項国庫補助金 2目民生費国庫補助金100万6,000円の追加であります。これは3節児童福祉費補助金、子ども子育て支援事業で、放課後児童クラブへの補助金でございます。

14款県支出金 2項県補助金 1目総務費県補助金196万7,000円の追加であります。これは1節総務管理費補助金 バス路線維持費です。ここに関しては10ページ、11ページでございます。

路線維持のための補助金が県単補助に該当することになったため、補助金が一旦村に交付された後にバス会社に支出されることになったことによります。4目農林水産業費県補助金208万7,000円の減額です。これは主に1節農業費補助金の農地中間管理機構集積協力金282万4,000円の追加、これは機構に農地を貸した農家に交付される協力金でございます。次に2節林業費補助金の森林林業再生基盤づくり交付金490万3,000円の減額でございます。これは林業成長産業化地域創出モデル事業の交付金が、村ではなくて、大館北秋田地域林業成長産業化協議会の方に交付されることになったためでございます。

12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 2目文書広報費100万7,000円の減額でございます。13節委託料のコンピューター保守管理委託料268万2,000円の減額。これは子育てワンストップサービスのシステムを市町村電算システム共同組合ではなく、県と市町村が共同調達することに決まったための減額でございます。19節負担金補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金164

万 3,000 円の追加です。これは法改正により障害者自立支援給付等システム改修費と社会保障税番号システムの整備のための改修費でございます。

12 目情報通信施設管理費 250 万円の追加。15 節工事請負費、電柱添架施設移設費、県単事業の南沢地区中山間水田畑地化整備事業に伴う電柱の移動に対応して、光ファイバーのケーブルを移設する費用でございます。

14 目財政調整基金費 6,369 万 6,000 円の減額、これは 25 節積立金で今補正の原資として財政調整基金を手当てするものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 300 万 6,000 円の追加でございます。これは 19 節負担金補助及び交付金で高齢者世帯等除雪費助成金で、高齢者世帯に除雪費を助成するための補助金でございます。

14、15 ページをお願いします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目国民健康保険費 172 万 7,000 円の追加でございます。これは主に 28 節繰出金の保険基盤繰出金 106 万 9,000 円で、保険税軽減分及び保険者軽減分の基準額確定によるものでございます。同じく 3 目老人福祉費 5,601 万 5,000 円の追加でございます。28 節繰出金 介護保険事業勘定特別会計繰出金で、介護給付費の増加見込み等によるものでございます。7 目後期高齢者医療費 140 万 2,000 円の追加です。これは 19 節負担金補助及び交付金の療養給付費負担金で、28 年度の実績額の確定によるものでございます。

16、17 ページをお願いします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 358 万 4,000 円の追加です。19 節負担金補助及び交付金の元気な中山間農業応援事業 202 万 5,000 円を負担金から、その下にございます補助金に組み替えるものでございます。また、歳入に計上しました農地中山間管理事業機構集積協力金 282 万 4,000 円を追加するものでございます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 1 目林業振興費 588 万円の減額でございます。これは 13 節委託料 林業 100 年整備計画製作委託料ですが、林業成長産業化地域創出モデル事業の支出が、大館北秋田地域林業成長化産業協議会の方から支出が行われることになったものでございます。

18、19 ページをお願いします。

9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費 227 万 5,000 円の追加でございます。これは 13 節委託料 常備消防委託料でございます。北秋田市に委託している消防事務委託料の前年度分精算による追加でございます。

14 款予備費 1 項予備費 1 目予備費 300 万円を、予備費に追加するものでございます。

議案の第 1 号については、以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 23 ページをご覧ください。

議案第 2 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出補正予算

既定の歳入歳出予算のうち、歳入予算を組み替えるものでございます
30 ページ、31 ページをご覧ください。内容についてご説明いたします。

歳入であります。

9 款 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 109 万 6,000 円の追加でございます。1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、2 節保険者支援分、5 節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれ 29 年度の基準額が確定したことにより補正をするものでございます。合わせて 109 万 6,000 円の追加となるものでございます。

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 109 万 6,000 円の減額でございます。1 目の一般会計繰入金を補正したことによりまして、基金からの繰入金を減額するものでございます。

次のページをご覧ください。歳出でございますが、歳入の補正に伴う財源を更正するものでございます。

議案第 2 号については、以上でございます。

引き続きまして、35 ページをお開きください。

議案第 3 号 平成 29 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 29 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,872 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 4,975 万 1,000 円とするものでございます。

内容につきましては、42 ページ、43 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 286 万 2,000 円の追加でございます。現年度分介護給付費負担金の支出見込額の増による補正でございます。2 項国庫補助金 1 目調整交付金 178 万円の追加でございます。1 節現年度分調整交付金、財政調整交付金の給付見込額の増額に伴う補正でございます。4 目システム改修費補助金 46 万円の追加でございます。システム改修費補助金として補正するものでございます。

4款 1項支払基金交付金 1目介護給付費交付金 519万7,000円の追加であります。現年度分介護給付費の支出見込額の増による補正でございます。

5款 1項県負担金 1目介護給付費負担金 317万円の追加であります。現年度分介護給付費負担金の支出見込み額が増加となったためでございます。

7款 1項一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金 555万5,000円。現年度分の介護給付費分として増額分を見込んだものでございます。

次のページをご覧ください。

7款 1項一般会計繰入金 4目その他一般会計繰入金 5,046万円の追加でございます。1節その他一般会計繰入金が 5,000万円を繰入するものでございます。2節システム改修費繰入金として 46万円の繰入するものでございます。

7款 2項基金繰入金 1目基金繰入金 76万4,000円の減額でございます。

46ページ、47ページをお開きください。歳出であります。

1款 1項総務管理費 1目一般管理費 19節負担金補助及び交付金、介護保険システム改修費として 92万円を追加するものであります。

2款 1項介護サービス等費 1目介護サービス給付費 1,700万円の追加であります。19節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費の支出見込み額の増による補正でございます。

2款 4項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス費 80万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費の支出見込み額の増によるものでございます。

3款地域支援事業費 1項介護予防・日常生活サービス事業費 1目介護予防事業費 18節備品購入費 31万3,000円の減額でございます。介護予防支援者の購入実績により、入札差額を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金 31万3,000円の追加であります。介護予防サービス給付費の実績見込み額の増加によるものでございます。

次のページをお開きください。

4款 1項基金積立金 1目財政調整基金積立金 25節積立金、財政調整基金の積立金として 5,000万円を補正するものでございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第3号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第4号～日程第11 議案第7号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 8 議案第 4 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 11 議案第 7 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 村議会定例会提出議案書の方をお願いします。議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 4 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

議会議員の期末手当の額の改定を行う必要にがあるため、この条例案を提出するものでございます。

2 ページ、3 ページをご覧くださいと思います。

内容でございます。平成 29 年 12 月の期末手当の額を 0.05 カ月引き上げ、1.5625 カ月分とし、平成 30 年度分については、6 月、12 月とも 1.5375 カ月分とするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条については平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 ページをお願いします。

議案第 5 号 特別職の職員の常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。一般職の職員の給与改正に伴い特別職の職員で常勤のものとの期末手当の額の改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4 ページをお願いします。

内容でございます。議会議員のものと同様であります。よって、平成 29 年 12 月の期末手当の額を 0.05 カ月引き上げ、1.5625 カ月分とし、平成 30 年度分については 6 月、12 月とも 1.5375 カ月分とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条については、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

5 ページをお願いします。

議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

てであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由、秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の扶養手当、勤勉手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

内容についてですが、配偶者の扶養手当を、平成 30 年 1 月から 10,000 円、平成 30 年 4 月から 6,500 円とし、子どもの扶養手当を平成 30 年 1 月分から 8,000 円。平成 30 年 4 月分から 10,000 円とするものです。配偶者のない場合の扶養親族 1 人に係る手当については、平成 30 年 1 月分から、子ども分は 10,000 円。父母の分は 9,000 円。平成 30 年 4 月分からは、子どもの額は同額の 10,000 円。父母の額は 6,500 円とするものです。

また、勤勉手当について、平成 29 年 12 月の勤勉手当の額を 0.05 カ月引上げ、0.85 カ月とし、再任用職員についても 0.05 カ月引上げ 0.425 カ月分とするものです。

平成 30 年度分については、6 月、12 月とも 0.825 カ月分とし、再任用職員は 0.4 カ月分とする内容となっております。

以上です。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（小林雄幸） 10 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。老朽した村営住宅の用途廃止に伴い、規定の整備をする必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

11 ページの表をご覧ください。表の 1 番上、向川原団地 1 戸というふうな住宅を、老朽化に伴い解体してございますので、条例の改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号から議案第 7 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第12 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

14時46分 散会